

農場ごとの衛生管理レベル向上を図る取組みについて

1 基本的な考え方

- ASFを含む家畜の伝染病に強い産地づくりを進めるため、まずは各農場の衛生管理に係る施設の整備状況等の点検、把握を行う。
これを踏まえ、農場ごとの衛生管理向上計画を策定し、衛生管理レベルの向上を図る。

2 取組み内容

(1) 各農場の衛生管理に係る現状把握

- 県において、国の飼養衛生管理基準及び県独自の施設整備の推奨基準への対応状況を把握するためのチェックリストを作成(別添)。
- これに基づき、各農場の衛生管理の現状について、農家が自己点検を行うとともに、支援センターと家保が連携して点検、把握。

<評価項目等>

- ・ 国の飼養衛生管理基準への対応状況
- ・ 県独自の施設整備の推奨基準への対応状況(施設整備が困難な場合のソフト対応を含む)

(2) 各農場の衛生管理向上計画の策定

- 各農場において、衛生管理向上に向けたハード整備、ソフト対策への対応を整理した計画を策定。

<計画の内容>

- ・ 上記チェックリストを活用した農家による自己点検、県の支援チームによる指導内容を踏まえ、実施内容、時期を整理。
 - 実施すべき施設整備の内容とその優先順位
 - 管理マニュアル、作業手順書の整備など運用面で対応すべき事項

3 指導・支援体制

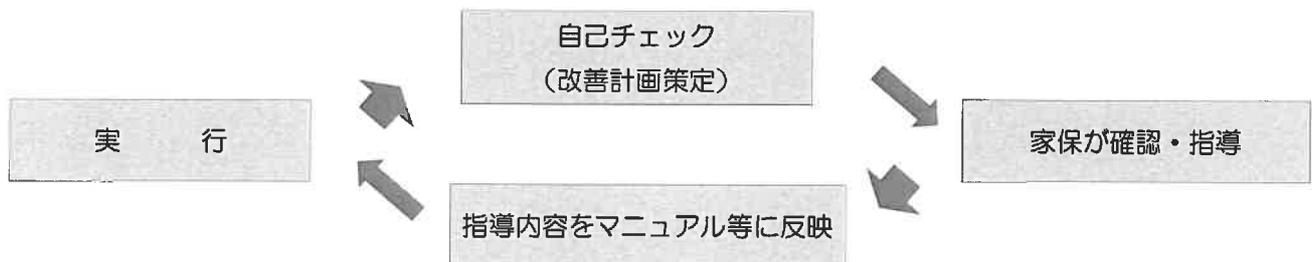
- 農場ごとに、管理獣医師又はかかりつけ獣医師、JASV等の専門家、家保からなる支援チームを設置し、農家の取組みを助言、指導。
※農家の施設整備に対する財政支援についても検討。

飼養衛生管理状況のチェック表

- 自らの農場に関する飼養衛生管理状況について、国の「飼養衛生管理基準」及び県独自の「養豚農場の飼養衛生管理のための施設整備に係る推奨基準（以下、「推奨基準」という）」に沿って、自己点検を行ってください。
- 農場内が複数ある場合、農場ごとに作成してください。
- 1から40までの各項目の設問に対し、点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」に丸を付け、回答してください。
- 飼養衛生管理基準に関して「いいえ」と回答した項目については、農家記入欄に今後の改善方針を記入してください。
- 推奨基準に関して「いいえ」と回答した項目については、農家記入欄にソフト面（管理手順等）も含めた今後の対応方針を記入してください。
- 記入後、農場が所在する都道府県（家畜保健衛生所等）に提出してください。

【 提出後の流れ ～改善に向けて～ 】

- ①家畜保健衛生所が、立入検査等により飼養衛生管理の状況を再確認し、家保記入用チェックボックスに「○」又は「×」を記入する。
- ②改善が必要な項目については、家保記入欄に改善指導の内容を記入し、農家に提供する。
- ③改善指導があった場合、農家は指導内容を飼養衛生管理マニュアルに反映させ、実行する。
- ④推奨基準に関しては、農家は改善指導の内容を踏まえ、必要な施設整備の内容とその優先順位及び管理マニュアル、作業手順など運用面で対応すべき事項を整理した衛生管理向上計画の策定に努めるものとする。



●チェック表の構成について

- 飼養衛生管理基準は全40項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに分類しています。
 - Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項【飼養衛生管理基準項目1～12】
 - Ⅱ 衛生管理区域への病原体の進入防止【飼養衛生管理基準項目13～24】
 - Ⅲ 衛生管理区域の衛生状態の確保【飼養衛生管理基準項目25～34】
 - Ⅳ 衛生管理区域からの病原体の散逸予防【飼養衛生管理基準項目35～40】
- 推奨基準の各項目は、飼養衛生管理基準の関連する項目に位置付けています。

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源（一覧表）

感染源		対策の実施場所（衛生管理区域内）				
分類	種類（代表例）	境界		敷地	関連施設	畜舎
		入域時	出域時			
人	従業者、外部者	13 14 15 16	35			25 26
物品	車両、重機	17	36			28
	器具、機材	18 19	37 39	28	27	27 28
	飼料、敷料	20 21 22				20
野生動物	野生いのしし	23				
	ねずみ、ためぎ	23		32	29 30 31	29 30 31
	野鳥				29 30	29 30
	はえ、ダニ				31	31
飼養環境	土壌、粉塵			32	33	33
家畜	死体、排せつ物		38 39	38	33	33
	豚、いのしし	24	39 40			34 39 40

○ 基本情報

記入年月日				
農場名 (住所)				
所有者	氏名	住所	メールアドレス	電話番号
衛生管理区域名 (住所)				
飼養衛生管理者	氏名	住所	メールアドレス	電話番号

(2) 豚及びいのししの場合

I 家畜防疫に関する基本事項				家保 チェック ボックス	
1 家畜の所有者の責務					
(1) 本基準を含む関係法令を遵守している	はい	いいえ		<input type="checkbox"/>	
農家記入欄					
内容を理解している関係法令：					
家畜伝染病予防法	飼養の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	獣医師法			
水質汚濁防止法	家畜排せつ物の管理適正化及び利用の促進に関する法律	悪臭防止法			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	化製場等に関する法律			
(2) 農場の所在地域にある家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、家畜の衛生管理の実践に努めている	はい	いいえ		<input type="checkbox"/>	
農家記入欄（はいの場合）					
協力者：	地域の他の農家	獣医師	飼料会社	その他（ ）	
(3) 所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては、常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させている	はい	いいえ	該当しない	<input type="checkbox"/>	
農家記入欄（はいの場合）					
常時可能な連絡体制：	携帯電話	事務所電話	メール	その他（ ）	
農家記入欄（今後の改善方針）					
家保記入欄（改善指導の内容）					
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び実践				家保 チェック ボックス	
(1) 家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認している	はい	いいえ		<input type="checkbox"/>	
農家記入欄（はいの場合）					
情報の把握方法：	家保からの情報メール	広報誌	FAX	HP	その他（ ）
(2) 家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している	はい	いいえ		<input type="checkbox"/>	
農家記入欄（はいの場合）					
情報の把握方法：	農林水産省HP	講習会（ ）	その他（ ）		
(3) これらの情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理状況を定期的に点検し改善を図っている	はい	いいえ		<input type="checkbox"/>	
農家記入欄（はいの場合）					
点検の頻度：	年1回	半年に1回	月1回	週1回	その他（ ）
(4) 農場の最新の防疫体制を確認できるよう、飼養衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えている	はい	いいえ		<input type="checkbox"/>	
農家記入欄（はいの場合） ※平面図を添付してください					
農家記入欄（今後の改善方針）					
家保記入欄（改善指導の内容）					

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
(1) 必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを作成している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
(2) マニュアル作成に当たっては、獣医師等専門家の意見を反映させている	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄（はいの場合）			
マニュアル作成に当たり誰に意見を求めたか： 家保 管理獣医師 その他（ ）			
(3) 従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄（はいの場合）			
遵守及び周知の方法： 冊子の配布 看板の設置 その他（ ）			
(4) 家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄（はいの場合）			
周知の方法： メール 電話 印刷物 その他（ ）			
農家記入欄（今後の改善方針）			
家保記入欄（改善指導の内容）			
4 記録の作成及び保管			家保 チェック ボックス
以下に掲げる各事項に関し、記録を作成しているか（保存は少なくとも1年間）を「はい」又は「いいえ」で回答してください。			
(1) 衛生管理区域に立ち入った者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかかな場合を除く。）及び消毒の実施の有無（車両を入れる者にとっては、当該車両の消毒の有無を含む。）	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
(2) 消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
(3) 衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合の、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
(4) 従事者が海外に渡航した場合の、その滞在期間及び国又は地域名	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
(5) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
(6) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
(7) 飼養する家畜の頭数、月齢、異状の有無並びに異状がある場合の、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
(8) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄（今後の改善方針）			
家保記入欄（改善指導の内容）			
5 通報ルールの作成等			
大規模所有者は、飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、大規模所有者等（当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、当該大規模所有者及び飼養衛生管理者。）の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄（はいの場合）			
周知方法： 農場マニュアル 貼紙 その他（ ）			
通報する管轄家保の連絡先：			
農家記入欄（今後の改善方針）			
家保記入欄（改善指導の内容）			

6 獣医師等の健康管理指導				
(1) 家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定めている	はい	いいえ		
農家記入欄 (はいの場合) 担当獣医師名又は診療施設名： 担当獣医師又は診療施設の連絡先：				
(2) 定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けている	はい	いいえ		
農家記入欄 (はいの場合) 指導 (立入) 頻度： 年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他 () 記録の有無： なし あり (記録表 カルテ カレンダー その他 ())				
農家記入欄 (今後の改善方針)				
家保記入欄 (改善指導の内容)				
7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備				家保 チェック ボックス
農林水産大臣が指定する地域において、追加措置を講ずることとなる、以下の項目について、平時からその取組内容を習熟している	はい	いいえ		
14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置 22 安全な資材の利用 26 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置及び使用 28 畜舎外での病原体による汚染防止 29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における舎外飼養				
農家記入欄 (はいの場合) 習熟・周知方法： 飼養衛生管理マニュアル 貼紙 その他 ()				
【推奨】 6 豚の飼育施設				
(5) 飼養環境の改善を図るため、豚舎周りの暑熱対策を講じるとともに、豚舎に豚舎規模に応じた換気扇を設置している	はい	いいえ		
農家記入欄 暑熱対策の内容 ()				
農家記入欄 (今後の改善方針) 習熟・周知方法： 飼養衛生管理マニュアル 貼紙 その他 ()				
家保記入欄 (改善指導の内容)				
8-1 衛生管理区域の設定				
(1) 農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定している	はい	いいえ		
(2) 衛生管理区域とそれ以外の区域の境界を柵等により明確に分かるように区分している	はい	いいえ		
農家記入欄 ■衛生管理区域境界の対策 電気柵 (破損：なし あり、漏電：なし あり、高さ：1段 cm、2段 cm、3段 cm) ワイヤーメッシュ (破損：なし あり、下の隙間：なし あり、高さ cm) 消石灰帯 (設置：なし あり、幅 m)、その他 () 方法： 柵 ロープ 三角コーン 垣根 (プランター) その他 () 立入禁止看板：あり なし				
(3) 衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接する物品の保管場所及び家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換 (畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。) を行わずに行動する範囲の全てを網羅している	はい	いいえ		
※畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること 畜舎、飼料タンク、飼料倉庫、堆肥舎等を設定： 設定している 設定していない (対策：)				
(4) 出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持ち込み又は持ち出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定している	はい	いいえ		

【推奨】 ○基本的な農場形態			
(1) 農場外周を電気柵等及び防護柵（外柵）、衛生管理区域を防護柵（内柵）で囲み、外柵と内柵の間に一定幅のサブエリアを設けている	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
【推奨】 2 管理棟・更衣室等			
(1) 農場の管理棟は、衛生管理区域に配置している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
【推奨】 3 物品等の搬入口・受入れ、持ち出し設備			
(1) 衛生管理区域と衛生管理区域外の境界に物品（資機材等）の搬入口を配置し、消毒装置（くん蒸庫等）を設置している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
(2) 衛生管理区域内に持ち込む物品（小物類）の消毒を目的とした、紫外線殺菌ハッチ（パスボックス）を衛生管理区域と衛生管理区域外の境界に設置している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
【推奨】 4 物品・車両等の保管設備			
(1) 衛生管理区域内に獣医師等が使用する器具・器材（薬品や注射器等）を保管し、消毒ができる設備を設置している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
(2) 衛生管理区域内に使用する資材（衣類、履き物等）及び車両を衛生管理区域外へ持ち出さないよう、衛生管理区域内に保管場所（倉庫等）及び駐車場所を確保している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
【推奨】 5 豚の受入・出荷設備			
(1) 導入豚の受入設備（受入台等）及び出荷豚の積出し設備（出荷デポ、出荷台等）を整備し、導入と出荷の導線が交差しないよう配置している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
【推奨】 8 飼料の受入・搬入設備			
(3) 袋詰め飼料を使用する場合は、衛生管理区域に持ち込む前に殺菌処理ができる設備（くん蒸庫等）を設置するとともに、衛生管理区域外から持ち込んだ飼料を衛生管理区域内で取出しできる構造としている	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
【推奨】 11 へい獣処理施設			
(1) へい獣を適切に保管・処理可能な施設（関係法規に適合した一時保管用冷蔵庫、焼却炉等）を、衛生管理区域の外縁、かつ豚舎からできるだけ離れた場所に設置している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
【推奨】 12 糞尿処理設備			
(1) 衛生管理区域内に飼養規模に応じた適切な糞尿処理設備を設置している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
(3) 外部の車両等が衛生管理区域に進入することなく、堆肥の搬出が可能となるよう、衛生管理区域外から積出しできる構造としている	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄（今後の改善方針）			
家保記入欄（改善指導の内容）			
8-2 サブエリアの設定			
【推奨】 ○基本的な農場形態			
(5) サブエリア及び衛生管理区域への雨水等の流入を防止するため、外柵の外側に側溝や壁等を設置している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄 側溝 壁 その他（ ）			
【推奨】 1 車両等の出入り口			
(4) サブエリアへの人の入口に専用靴に交換する設備（コンテナハウス等で入口、出口が分かれているもの）を整備している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>

9 放牧制限の準備					
放牧の停止又は制限があった場合に家畜を飼養できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講じている			はい	いいえ	該当しない
農家記入欄（今後の改善方針）					
避難用設備への収容 出荷（事前協議：済・未） 他地域への移動（事前協議：済・未、移動場所：）					
家保記入欄（改善指導の内容）					
10 埋却等の準備					家保 チェック ボックス
死体の処理に必要な埋却の用に供する土地（家畜（月齢が満三月以上のものに限る。）一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講じている			はい	いいえ	
農家記入欄					
埋却場所：					
埋却地（面積）： m ²					
埋却地を確保できない場合の代替方法：					
農家記入欄（今後の改善方針）					
家保記入欄（改善指導の内容）					
11 愛玩動物の飼育禁止					
衛生管理区域内では、猫等の愛玩動物の持ち込み及び飼育をしていない			はい	いいえ	
農家記入欄（今後の改善方針）					
家保記入欄（改善指導の内容）					
12 密飼いの防止					
家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない			はい	いいえ	
農家記入欄					
1頭当たりの面積： 種豚 m ² 、 肥育豚 m ²					
農家記入欄（今後の改善方針）					
家保記入欄（改善指導の内容）					
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止					家保 チェック ボックス
13 衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限					
(1) 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている			はい	いいえ	
農家記入欄（はいの場合）					
方法： 門 ロープ 立入禁止看板の設置 その他（）					
(2) 衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置 その他の必要な措置を講じている			はい	いいえ	

【推奨】 ○基本的な農場形態			
(7) 飼養に関係のない者との応接や物品(郵便、宅配便及び新聞等)の受取りを行う場所(事業所の事務棟等)及び従業員の駐車場は、農場外に設置している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
【推奨】 1 車両等の出入口			
(1) サブエリア及び衛生管理区域への人及び車両の出入口は、常時、閉鎖し施錠できるようになっている	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
【推奨】 8 飼料の受入・搬入設備			
(1) 荷受け用飼料タンクは、衛生管理区域の外縁に設置し、衛生管理区域外から直接投入できる位置に設置している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
(2) 荷受け用飼料タンクから衛生管理区域内のタンク等への飼料の移送は、搬送ライン又は衛生管理区域専用のバルク車等により行っている	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄 搬送ライン 衛生管理区域専用バルク車 その他()			
【推奨】 10 電気・ガス等設備			
(1) 衛生管理区域用のプロパンガス庫や燃料タンク等は、衛生管理区域外で交換や供給できるよう、衛生管理区域との境界に設置している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
(2) 電気、ガス、水道等の検針が衛生管理区域外で行えるようにメーター類を設置している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
【推奨】 11 へい獣処理施設			
(3) 外部の車両等が衛生管理区域内に進入することなく、へい獣の搬出が可能となるよう、衛生管理区域外から積出しできる構造としている	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
【推奨】 12 糞尿処理設備			
(3) 外部の車両等が衛生管理区域に進入することなく、堆肥の搬出が可能となるよう、衛生管理区域外から積出しできる構造としている【再掲】	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄(今後の改善方針)			
家保記入欄(改善指導の内容)			
14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置			
当日に他の畜産関係施設等及び大臣指定地域に立ち入った者(当該農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。)並びに過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
【推奨】 8 飼料の受入・搬入設備			
(1) 荷受け用飼料タンクは、衛生管理区域の外縁に設置し、衛生管理区域外から直接投入できる位置に設置している【再掲】	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
【推奨】 11 へい獣処理施設			
(3) 外部の車両等が衛生管理区域内に進入することなく、へい獣の搬出が可能となるよう、衛生管理区域外から積出しできる構造としている	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄(今後の改善方針)			
家保記入欄(改善指導の内容)			
15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等			
(1) 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置している、又は消毒機器を携行している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄(はいの場合)			
消毒設備 : 設置されたスプレー 携行したスプレー 衛生管理区域専用の手袋の着用 その他()			
(2) 立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせている	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>

【推奨】 2 管理棟・更衣室等			
(1) 農場の管理棟は、衛生管理区域に配置している【再掲】	はい	いいえ	
(2) 衛生管理区域の入口にシャワー室及び更衣室（脱衣室及び着衣室）を設置する。なお、着衣室は衛生管理区域として管理している	はい	いいえ	
(3) 管理棟にシャワー室と更衣室を併設する場合は、衛生管理区域として管理するエリア（管理棟及び着衣室）と衛生管理区域外として扱うエリア（脱衣室及びシャワー室）を明確に区分している	はい	いいえ	
農家記入欄（今後の改善方針）			
家保記入欄（改善指導の内容）			
16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用			
(1) 衛生管理区域の専用の衣服（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服を含む。）及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。）を設置している	はい	いいえ	
農家記入欄（はいの場合）			
従業員用： 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ）			
来場者用： 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ）			
(2) 衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させている	はい	いいえ	
(3) 着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している	はい	いいえ	
農家記入欄（はいの場合）			
保管方法： 屋内 屋外（専用保管箱） 屋外（ブルーシート等で被覆） その他（ ）			
(4) 更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行としている	はい	いいえ	
(5) 衣服及び靴に排泄物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている	はい	いいえ	
【推奨】 2 管理棟・更衣室等			
(1) 農場の管理棟は、衛生管理区域に配置している【再掲】	はい	いいえ	
(2) 衛生管理区域の入口にシャワー室及び更衣室（脱衣室及び着衣室）を設置する。なお、着衣室は衛生管理区域として管理している【再掲】	はい	いいえ	
(3) 管理棟にシャワー室と更衣室を併設する場合は、衛生管理区域として管理するエリア（管理棟及び着衣室）と衛生管理区域外として扱うエリア（脱衣室及びシャワー室）を明確に区分している【再掲】	はい	いいえ	
【推奨】 4 物品・車両等の保管設備			
(2) 衛生管理区域内に使用する資材（衣類、履き物等）及び車両を衛生管理区域外へ持ち出さないよう、衛生管理区域内に保管場所（倉庫等）及び駐車場所を確保している【再掲】	はい	いいえ	
(3) サブエリアで使用する資材（衣類、履き物等）及び車両を衛生管理区域外へ持ち出さないよう、サブエリア内に保管場所（倉庫等）及び駐車場所を確保している	はい	いいえ	
農家記入欄（今後の改善方針）			
家保記入欄（改善指導の内容）			
17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等			
(1) 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置している、又は消毒機器を携行している	はい	いいえ	
農家記入欄（はいの場合）			
設置状況： 車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器 消石灰帯（幅 m）			
その他（ ）			
消毒薬名： 、希釈倍数			

家保
チェック
ボックス

(2) 車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせている	はい	いいえ	
(3) 衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じている	はい	いいえ	
農家記入欄（はいの場合）			
具体的な措置の内容：	農場専用のフロアマットの設置	降車時にブーツカバーを使用	その他（ ）
【推奨】 1 車両等の出入り口			
(2) サブエリアへの車両の出入口には、車両底面も含む車両全体を消毒できる機能を有する車両消毒ゲート（車両消毒槽及び噴霧器等）を設置し、衛生管理区域への出入口には再度車両を消毒できる噴霧器等を配置している	はい	いいえ	
農家記入欄	サブエリア	噴霧器	車両消毒ゲート（車両消毒槽＋噴霧器）
衛生管理区域	噴霧器	車両消毒ゲート（車両消毒槽＋噴霧器）	車両消毒槽の幅（奥行） m
			車両消毒槽の幅（奥行） m
(3) 消毒場所にはコンクリート盤、排水溝を設置し、洗浄で落下した有機物を洗い流せる構造としている	はい	いいえ	
農家記入欄	コンクリート盤	排水溝	その他（ ）
農家記入欄（今後の改善方針）			
家保記入欄（改善指導の内容）			
18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置			
(1) 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない	はい	いいえ	
(2) やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている	はい	いいえ	該当しない
農家記入欄（はいの場合）			
対象物品：			
消毒の方法：			
消毒薬名： 、希釈倍数			
その他必要な措置：			
【推奨】 3 物品等の搬入口・受入れ、持ち出し設備			
(1) 衛生管理区域と衛生管理区域外の境界に物品（資機材等）の搬入口を配置し、消毒装置（くん蒸庫等）を設置している【再掲】	はい	いいえ	
(2) 衛生管理区域内に持ち込む物品（小物類）の消毒を目的とした、紫外線殺菌ハッチ（パスボックス）を衛生管理区域と衛生管理区域外の境界に設置している【再掲】	はい	いいえ	
(3) 全ての物品等の搬入口・受入れ設備は、受入口と取出口が分かれ、一方通行（ワンウェイ）となる構造としている	はい	いいえ	
【推奨】 8 飼料の受入・搬入設備			
(1) 荷受け用飼料タンクは、衛生管理区域の外縁に設置し、衛生管理区域外から直接投入できる位置に設置している【再掲】	はい	いいえ	
【推奨】 11 へい獣処理施設			
(3) 外部の車両等が衛生管理区域内に進入することなく、へい獣の搬出が可能となるよう、衛生管理区域外から積出しできる構造としている【再掲】	はい	いいえ	
【推奨】 12 糞尿処理設備			
(3) 外部の車両等が衛生管理区域に進入することなく、堆肥の搬出が可能となるよう、衛生管理区域外から積出しできる構造としている【再掲】	はい	いいえ	
農家記入欄（今後の改善方針）			
家保記入欄（改善指導の内容）			

19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置				
(1) 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込んでいない	はい	いいえ		
(2) やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている	はい	いいえ	該当しない	
農家記入欄 (はいの場合) 対象物品： 消毒の方法： 消毒薬名： 、希釈倍数 その他必要な措置：				
農家記入欄 (今後の改善方針)				
家保記入欄 (改善指導の内容)				
20 飲用水の給与				家保 チェック ボックス
飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外を給与する場合には、これを消毒している	はい	いいえ	該当しない	
農家記入欄 (はいの場合) 飲用水 井戸水 (異物混入： なし あり) 湧水 (異物混入： なし あり) その他 () 消毒を常時実施： 実施していない 実施している 消毒薬名： 、希釈倍率				
【推奨】 7 飲料水設備				
(1) 飼養する家畜に水道水等の飲料に適した水以外の水を給与する場合には、消毒するための設備を有している	はい	いいえ		
農家記入欄 (今後の改善方針)				
家保記入欄 (改善指導の内容)				
21 処理済みの飼料の利用				
(1) 飼養する家畜に肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、適正に処理が行われたもの (攪拌しながら摂氏九十度以上で六十分間以上又はこれと同等以上の加熱処理) を用いている	はい	いいえ	該当しない	
農家記入欄 食品循環資源 (※) の飼料原料としての調達 : なし あり (具体名 :) 食品循環資源の収集方法 : 自分で収集 排出元が配達 食品循環資源の導入元 : 動物由来品 (※) の含有 (可能性も含む) : なし あり (具体名 :) 不明 動物由来品が含有していることの記録 (導入元との契約書類等) : なし あり (具体的書類 :) 農場での加熱方法 : 鍋で煮る 蒸す 焼く その他 ()				

農場での加熱状況： 温度 時間			
農場での加熱状況の確認方法： 温度計で手動計測（頻度 計測部位） 自動計測 その他（ ）			
農場での加熱状況の記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ））			
攪拌方法： 手動 自動			
※食品循環資源：食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、事業系残さ、食べ残し、生残飯等をいう。			
動物由来品：対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等（既に加熱されているか否かに関わらず）。 ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。			
(2) 加熱後の飼料を含む全ての飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないような措置を講じている			はい いいえ 該当しない
(3) この処理の行われていないものは衛生管理区域内に持ち込んでいない			はい いいえ 該当しない
【推奨】 9 肉を含む食品循環資源の加熱処理施設			
(1) 農場内において、肉を含む食品循環資源の加熱処理及び飼料化を行う場合は、加熱処理施設を衛生管理区域外に設置している			はい いいえ 該当しない
農家記入欄（今後の改善方針）			
家保記入欄（改善指導の内容）			
22 安全な資材の利用			
大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従っている			はい いいえ 該当しない
農家記入欄（はいの場合）			
対象飼料、敷料：			
家保の指導内容： 加熱 消毒 一定期間の保管 その他（ ）			
農家記入欄（今後の改善方針）			
家保記入欄（改善指導の内容）			
23 衛生管理区域への野生動物の侵入防止			
(1) 衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置その他必要な措置を講じている			はい いいえ
(2) 防護柵は、野生いのしし等のくぐり抜けを防止できると認められる			はい いいえ 該当しない
(3) 放牧場等の屋外飼育施設は、二重柵等の野生いのしし等との接触防止対策を講じている			はい いいえ 該当しない
(4) 定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している			はい いいえ
(5) ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他の必要な措置を講じている			はい いいえ
農家記入欄（はいの場合）			
具体的な措置の内容： 除草剤の散布 草刈り その他（ ）			
【推奨】 ○基本的な農場形態			
(1) 農場外周を電気柵等及び防護柵（外柵）、衛生管理区域を防護柵（内柵）で囲み、外柵と内柵の間に一定幅のサブエリアを設けている。【再掲】			はい いいえ
(2) 農場の外側には、野生動物の寄り付きを防止するため、周辺の環境に応じ、草刈り等を行った緩衝帯を設けている			はい いいえ
(3) 農場内外を区別する外柵は、電気柵及び金属製フェンスの二重構造（又は壁等の硬固な構造物）とし、金属製フェンスの高さは2m以上、電気柵と金属製フェンスの間隔は1mとしている			はい いいえ

家保
チェック
ボックス

(4) サブエリアと衛生管理区域を区分する内柵は農場周辺に生息する野生動物の飛び越えを防止可能な高さのフェンスとしている		はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄 (はいの場合) 外柵 金属製フェンス (高さ m) その他 () 内柵 金属製フェンス (高さ m) その他 () 周辺に生息する野生動物 イノシシ シカ その他 ()				
【推奨】 1 車両等の出入口				
(1) サブエリア及び衛生管理区域への人及び車両の出入口は、常時、閉鎖し施錠できるようにしている【再掲】		はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄 (今後の改善方針)				
家保記入欄 (改善指導の内容)				
24 家畜を導入する際の健康観察等				
(1) 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等を行い、健康な家畜を導入している		はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
(2) 導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしている		はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄 (はいの場合)				
隔離方法 : 隔離豚舎 隔離豚房 その他 ()				
【推奨】 6 豚の飼育施設				
(2) 導入豚を一時的に隔離飼育可能な施設を主豚舎とできるだけ離れた場所に設置している		はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄 (今後の改善方針)				
家保記入欄 (改善指導の内容)				
Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止				
25 畜舎に立ち入る者の手指消毒				
(1) 畜舎の入口付近に消毒設備を設置している		はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄 (はいの場合)				
消毒設備 : 設置されたスプレー 衛生管理区域専用の手袋の着用 その他 ()				
(2) 立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせている		はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
【推奨】 6 豚の飼育施設				
(3) 豚舎の出入口には、人や資材 (衣類、履き物等) の更衣・消毒の設備を備え、一方通行 (ワンウェイ) となる構造としている		はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄 (今後の改善方針)				
家保記入欄 (改善指導の内容)				

家保
チェック
ボックス

26 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用						
(1) 畜舎ごとの専用の衣服（大臣指定地域に限る。）及び靴を設置している				はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄（はいの場合）						
従業員用：	専用作業着	防護服	専用長靴	靴カバー	その他（ ）	
求場者用：	専用作業着	防護服	専用長靴	靴カバー	その他（ ）	
(2) 畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている				はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
(3) 更衣を行う際に病原体が畜舎に侵入することがないように、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している				はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄（はいの場合）						
保管方法：	屋内	屋外（専用保管箱）	屋外（ブルーシート等で被覆）	その他（ ）		
(4) 更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行としている				はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
(5) 畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けている又は専用の靴の履き替えその他の必要な措置を講じている				はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄（はいの場合）						
具体的な措置の内容：	畜舎の内外で作業する者を分けている		専用靴の履き替え	その他（ ）		
(6) 衣服及び靴に排泄物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている				はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄（はいの場合）						
洗浄・消毒の頻度：						
消毒薬名：	、希釈倍数：					
【推奨】 6 豚の飼育施設						
(3) 豚舎の出入口には、人や資材（衣類、履き物等）の更衣・消毒の設備を備え、一方通行（ワンウェイ）となる構造としている【再掲】				はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄（今後の改善方針）						
家保記入欄（改善指導の内容）						
27 器具の定期的な清掃又は消毒等						
(1) 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行っている				はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄（はいの場合）						
清掃の頻度：	年1回	半年に1回	月1回	週1回	その他（ ）	
消毒の頻度：	年1回	半年に1回	月1回	週1回	その他（ ）	
消毒薬名：	、希釈倍数：					
(2) 注射針、人工授精用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜舎ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一頭ごとに交換又は消毒している				はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄（はいの場合）						
方法：	交換	消毒（消毒薬名：	、希釈倍数：			
【推奨】 4 物品・車両等の保管設備						
(1) 衛生管理区域内に獣医師等が使用する器具・器材（薬品や注射器等）を保管し、消毒ができる設備を設置している【再掲】				はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄（今後の改善方針）						
家保記入欄（改善指導の内容）						

28 畜舎外での病原体による汚染防止				
(1) 家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込んでいない	はい	いいえ		
(2) 大臣指定地域においては、家畜の畜舎間移動時に屋根、壁等により野生動物等による病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みケージ、リフト等を使用している	はい	いいえ	該当しない	
農家記入欄 (はいの場合) 措置の内容： 畜舎間通路 ケージ リフト その他 ()				
(3) 大臣指定地域においては、畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をしている	はい	いいえ	該当しない	
農家記入欄 (はいの場合) 消毒消毒 (消毒薬名： 、希釈倍数：)				
【推奨】 ○基本的な農場形態				
(6) 農場内の人及び車両の通路部分はアスファルト又はコンクリート等で舗装している	はい	いいえ		
【推奨】 6 豚の飼育施設				
(6) 衛生管理区域内の豚の移動を行う場合は、移動のための施設 (豚舎間通路等) 若しくは設備 (移送用ケージ、フォークリフト等) を有している	はい	いいえ		
農家記入欄 豚舎間通路 移送用ケージ 運搬車 その他 ()				
農家記入欄 (今後の改善方針)				
家保記入欄 (改善指導の内容)				

29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場についての取組				
(1) 野鳥等の野生動物の畜舎、飼料庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット (網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。) その他の設備を設置している	はい	いいえ		
農家記入欄 ■畜舎内への侵入防止対策 なし ウインドレス (隙間： なし あり (対策：)) 壁または窓 (破損： なし あり (対策：)) ネット (網目： cm、破損： なし あり (対策：)) 金網 (網目： cm、破損： なし あり (対策：)) 消石灰帯 (設置： なし あり (幅 m)) その他 ()				
■排泄物保管場所の対策 (1) 排泄物処理方法 : 堆積 コンポスト 共同処理施設への搬出 その他 ()				
(2) 野生動物の侵入防止対策 なし 屋内保管 (隙間： なし あり (対策：)) ネット (網目： cm、破損： なし あり (対策：)) ブルーシート その他 ()				
■資材保管場所の対策 なし 屋内保管 (隙間： なし あり (対策：)) 蓋付容器 ネット (網目： cm、破損： なし あり (対策：)) ブルーシート その他 ()				

■死体の保管場所の対策

- 死体の処理 豚(哺乳豚)：化製処理(業者名：) その他()
- 豚(肥育豚)：化製処理(業者名：) その他()
- 豚(成豚)：化製処理(業者名：) その他()

●死体の保管

なし 屋内保管(隙間： なし あり(対策：)) コンテナ 蓋付容器
 ネット(網目： cm、破損なし あり(対策：))
 ブルーシート その他()

■その他(必要に応じて記載)

施設の種類：

具体的な進入防止対策：

(2) 定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している はい いいえ

農家記入欄(今後の改善方針)

(3) 大臣指定地域においては、放牧場について給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備を確保している。 はい いいえ

農家記入欄(はいの場合)

給餌場所の防鳥ネットの設置： あり なし
 家畜を収容できる避難用の設備の確保： あり なし

【推奨】 6 豚の飼育施設

(4) 豚舎(排せつ物の搬出設備を含む)は野生動物の侵入を防ぐための構造を有する又は防鳥ネット等で閉鎖している はい いいえ

【推奨】 11 へい獣処理施設

(2) へい獣処理施設は、野生動物の侵入を防ぐための構造を有する又は、防鳥ネット等で閉鎖している はい いいえ

【推奨】 12 糞尿処理設備

(2) 糞尿処理設備は、野生動物の侵入を防ぐための構造を有する又は、防鳥ネット等で閉鎖している はい いいえ

家保記入欄(改善指導の内容)

30 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

家保
チェック
ボックス

畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている はい いいえ

農家記入欄(今後の改善方針)

家保記入欄(改善指導の内容)

31 ねずみ及び害虫の駆除

家保
チェック
ボックス

(1) ねずみ、はえ等の衛生動物の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講じている はい いいえ

農家記入欄(はいの場合)

ねずみ駆除対策 : 殺鼠剤 粘着シート その他()
 害虫駆除対策 : 殺虫剤 粘着シート その他()

(2) 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している はい いいえ

農家記入欄(今後の改善方針)

家保記入欄(改善指導の内容)

32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒			
(1) 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくしている	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
(2) 病原体の残存しないよう不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
(3) 敷地を定期的に消毒している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
<p>農家記入欄</p> <p>雑木・雑草等の有無： あり なし</p> <p>整理整頓されていない資材等の有無： あり なし</p> <p>消毒の頻度： 年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他（ ）</p> <p>消毒薬名： 、希釈倍数：</p>			
農家記入欄（今後の改善方針）			
家保記入欄（改善指導の内容）			
33 畜舎等施設の清掃及び消毒			
畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
【推奨】 6 豚の飼育施設			
(1) 豚舎は、豚舎ごと又は、壁等で仕切られた部屋ごとにオールイン・オールアウトできる構造としている	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄（今後の改善方針）			
家保記入欄（改善指導の内容）			
34 毎日に健康観察			
毎日、飼養する家畜の健康観察（出生及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。）を行っている	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄（今後の改善方針）			
家保記入欄（改善指導の内容）			
IV 衛生管理区域からの病原体の散逸予防			家保 チェック ボックス
35 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等			
(1) 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置している、又は消毒機器を携行している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
<p>農家記入欄（はい場合）</p> <p>(15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等と同じ場合、記載不要)</p> <p>消毒設備： 設置されたスプレー 携行したスプレー 衛生管理区域専用の手袋の着用</p> <p>その他（ ）</p>			
(2) 退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせている	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄（今後の改善方針）			
家保記入欄（改善指導の内容）			

36 衛生管理区域から退出する車両の消毒			
(1) 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置している、又は消毒機器を携行している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄 (はいの場合)			
(17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と同じ場合、記載不要)			
設置状況： 車両消毒装置	動力噴霧器	蓄圧式噴霧器	消石灰帯 (幅 m)
その他 ()			
消毒薬名： 、希釈倍数：			
(2) 車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせている	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
【推奨】 1 車両等の出入り口			
(2) サブエリアへの車両の出入口には、車両底面も含む車両全体を消毒できる機能を有する車両消毒ゲート (車両消毒槽及び噴霧器等) を設置し、衛生管理区域への出入口には再度車両を消毒できる噴霧器等を配置している【再掲】	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄 (今後の改善方針)			
家保記入欄 (改善指導の内容)			
37 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等			
家畜の排せつ物等の付着した又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄 (はいの場合)			
対象物品名：			
消毒薬名： 、希釈倍数：			
【推奨】 3 物品等の搬入口・受入れ、持ち出し設備			
(3) 全ての物品等の搬入口・受入れ設備は、受入口と取出口が分かれ、一方通行 (ワンウェイ) となる構造としている【再掲】	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
(4) 廃棄等のため家畜の排せつ物等が付着した物品を持ち出す場合に必要な洗浄、消毒を行う施設を有している	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
農家記入欄 (今後の改善方針)			
家保記入欄 (改善指導の内容)			

養豚農場の飼養衛生管理のための 施設整備に係る推奨基準（案）

令和 2 年 8 月
岐 阜 県

I 目的

改正飼養衛生管理基準が令和 2 年 7 月に施行されたことから、これへの対応はもとより、アフリカ豚熱（ASF）を含めた家畜伝染病に強い養豚産地づくりに向け、より高いレベルの飼養衛生管理を推進する上で望ましい施設基準を示す。

具体的な整備にあたっては、農場の立地状況、周辺野生動物の存在、病原体の侵入リスクを鑑み、管理獣医師等の専門家の意見を踏まえ設計を行うものとする。

なお、飼養衛生管理の推進は施設の適切な管理・運用によりはじめて達成されるものである。したがって、従事者に過度な負担を強いることのないよう、管理・運用における労務負担も考慮した施設のデザイン、配置を行うことが望ましい。

II 基本的な農場形態

当推奨基準では、農場外から農場内、衛生管理区域内へと、野生動物や小動物、人や車両の出入りを介して、病原体が侵入すること防止するため、基本となる農場の形態を次のとおり定める。

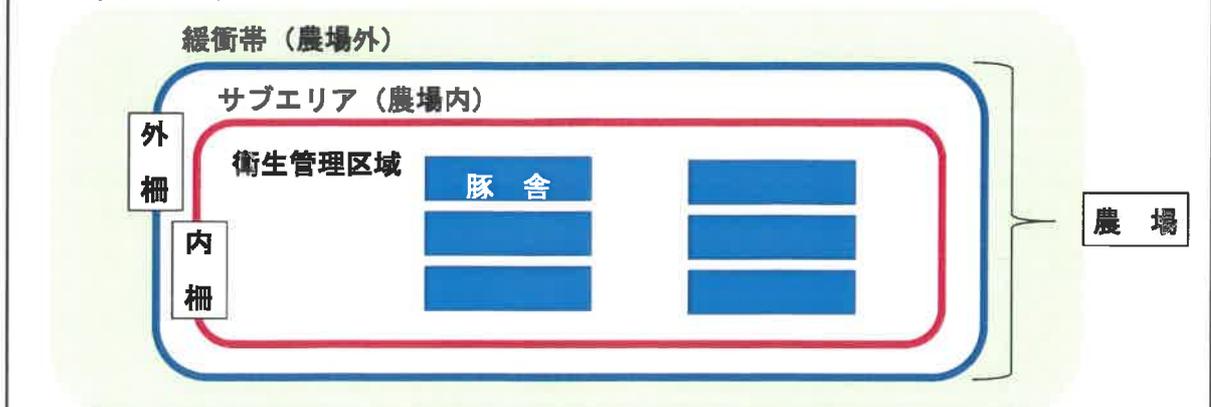
※網かけ部分は飼養衛生管理基準を上回る項目又は具体化した項目

◇農場外周を電気柵等及び防護柵（外柵）、衛生管理区域を防護柵

（内柵）で囲み、外柵と内柵の間に一定幅のサブエリアを設ける。

◇農場の外側には、野生動物の寄り付きを防止するため、周辺的环境に応じ、草刈り等を行った緩衝帯を設ける。

<イメージ>



- ・農場内外を区別する外柵は、電気柵及び金属製フェンスの二重柵構造（又は壁等の強固な構造物）とし、金属製フェンスの高さは2 m以上、電気柵と金属製フェンスの間隔は1 mとする。
- ・サブエリアと衛生管理区域を区分する内柵は農場周辺に生息する野生動物の飛び越えを防止可能な高さのフェンスとする。
- ・サブエリア及び衛生管理区域への雨水等の流入を防止するため、外柵の外側に側溝や壁等を設置する。
- ・農場内の人及び車両の通路部分はアスファルト又はコンクリート等で舗装する。
- ・飼養に関係のない者との応接や物品（郵便、宅配便及び新聞等）の受取りを行う場所（事業所の事務所等）及び従業員の駐車場は、農場外に設置する。

Ⅲ 農場施設・設備の基準

1 車両等の出入り口

- ・サブエリア及び衛生管理区域への人及び車両の出入口は、常時、閉鎖し施錠できるようにする。
- ・サブエリアへの車両の出入口には、車両底面も含む車両全体を消毒できる機能を有する車両消毒ゲート（車両消毒槽及び噴霧器等）を設置し、衛生管理区域への出入口には再度車両を消毒できる噴霧器等を配置する。
- ・消毒場所にはコンクリート盤、排水溝を設置し、洗浄で落下した有機物を洗い流せる構造とする。
- ・サブエリアへの人への入口に専用靴に交換する設備（コンテナハウス等で入口、出口が分かれているもの）を整備する。

2 管理棟・更衣室等

- ・農場の管理棟は、衛生管理区域に配置する。
- ・衛生管理区域の入口にシャワー室及び更衣室（脱衣室及び着衣室）を設置する。なお、着衣室は、衛生管理区域として管理する。
- ・管理棟にシャワー室と更衣室を併設する場合は、衛生管理区域として管理するエリア（管理棟及び着衣室）と衛生管理区域外として扱うエリア（脱衣室及びシャワー室）を明確に区分する。

3 物品等の搬入口・受入れ、持ち出し設備

- ・衛生管理区域と衛生管理区域外の境界に物品（資機材等）の搬入口を配置し、消毒装置（くん蒸庫等）を設置する。
- ・衛生管理区域内に持ち込む物品（小物類）の消毒を目的とした、紫外線殺菌ハッチ（パスボックス）を、衛生管理区域と衛生管理区域外の境界に設置する。
- ・全ての物品等の搬入口・受入れ設備は、受入口と取出口が分かれ、一方通行（ワンウェイ）となる構造とすること。
- ・廃棄等のため家畜の排せつ物等が付着した物品を持ち出す場合に必要な洗浄、消毒を行う施設を有すること。

4 物品・車両等の保管設備

- ・衛生管理区域内に獣医師等が使用する器具・器材（薬品や注射器等）を保管し、消毒ができる設備を設置する。
- ・衛生管理区域内で使用する資材（衣類、履き物等）及び車両を衛生管理区域外へ持ち出さないよう、衛生管理区域内に保管場所（倉庫等）及び駐車場所を確保する。
- ・サブエリアで使用する資材（衣類、履き物等）や車両を衛生管理区域内へ持ち込まないよう、サブエリアに保管場所（倉庫等）及び駐車場所を確保する。

5 豚の受入・出荷設備

- ・導入豚の受入れ設備（受入台等）及び出荷豚の積出し設備（出荷デポ、出荷台等）を整備し、導入と出荷の導線が交差しないよう配置する。

6 豚の飼育施設

- ・豚舎は、豚舎ごと又は、壁等で仕切られた部屋ごとにオールイン・オールアウト※できる構造とする。
※オールイン・オールアウトとは、豚舎を空にして、新たな豚群を一度に導入して一定期間飼養し、また一度に空にする方式。
- ・導入豚を一時的に隔離飼育可能な施設を主豚舎とできるだけ離れた場所に設置する。
- ・豚舎の出入口には、人や資材（衣類、履き物等）の更衣・消毒の設備を備え、一方通行（ワンウェイ）となる構造とすること。
- ・豚舎（排せつ物の搬出設備を含む）は野生動物の侵入を防ぐための構造を有する又は防鳥ネット等で閉鎖する。

- ・飼養環境の改善を図るため、豚舎周りの暑熱対策を講じるとともに、豚舎に豚舎規模に応じた換気扇を設置することが望ましい。
- ・衛生管理区域内の豚の移動を行う場合は、移動のための施設（豚舎間通路等）若しくは設備（移送用ケージ、フォークリフト等）を有すること。

7 飲用水設備

- ・飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、消毒するための設備を有すること。

8 飼料の受入・搬入設備

- ・荷受け用飼料タンクは、衛生管理区域の外縁に設置し、衛生管理区域外から直接投入できる位置に設置する。
- ・荷受け用飼料タンクから衛生管理区域内のタンク等への飼料の移送は、搬送ライン又は衛生管理区域専用のバルク車等により行う。
- ・袋詰め飼料を使用する場合は、衛生管理区域に持ち込む前に殺菌処理ができる設備（くん蒸庫等）を設置するとともに、衛生管理区域外から持ち込んだ飼料を衛生管理区域内で取出しできる構造とする。

9 肉を含む食品循環資源の加熱処理施設

- ・農場内において、肉を含む食品循環資源の加熱処理及び飼料化を行う場合は、加熱処理施設を衛生管理区域外に設置する。

10 電気・ガス等設備

- ・衛生管理区域用のプロパンガス庫や燃料タンク等は、衛生管理区域外で交換や供給できるよう、衛生管理区域との境界に設置する。
- ・電気、ガス、水道等の検針が衛生管理区域外で行えるようにメーター類を設置する。

11 へい獣処理設備

- ・へい獣を適切に保管・処理可能な施設（関係法規に適合した一時保管用冷蔵庫、焼却炉等）を、衛生管理区域の外縁、かつ豚舎からできるだけ離れた場所に設置する。
- ・へい獣処理設備は、野生動物の侵入を防ぐための構造を有する又は、防鳥ネット等で閉鎖する。

- ・外部の車両等が衛生管理区域に進入することなく、へい獣の搬出が可能となるよう、衛生管理区域外から積出しできる構造とする。

12 糞尿処理設備

- ・衛生管理区域内に飼養規模に応じた適切な糞尿処理設備を設置する。
- ・糞尿処理設備は、野生動物の侵入を防ぐための構造を有する又は、防鳥ネット等で閉鎖する。
- ・外部の車両等が衛生管理区域に進入することなく、堆肥の搬出が可能となるよう、衛生管理区域外から積出しできる構造とする。

以上

養豚農場の飼養衛生管理のための 施設整備に係る推奨基準

緩衝帯

へい獣保管庫
主豚舎から離れた位置に設置
サブエリアから取出し可能な構造

堆肥舎
サブエリアから取出し可能な構造

豚舎
オールイン・オールアウトでできる
構造

衛生管理区域
猪舎の内側は衛生管理区域
猪舎の内側は衛生管理区域

豚舎出荷台
豚が直接地面を歩かずに移動で
せる設備

豚舎入口更衣室
豚舎毎に衣類、履物を交換

飼料搬送ライン
野生動物と飼料の接触を遮断す
る構造

飼料タンク
衛生管理区域外から投入できる
位置に設置

出荷テポ
手間、人を衛生管理区域に入れ
ずに出荷できる構造

管理棟
衛生管理区域に設置

更衣室・シャワー室
ワンクエイとするなど交差汚染
しない構造

入荷台・一時隔離施設
主豚舎とできるだけ離れた位置に設置

バスボックス
小物類は禁外持ち込み、衛生
管理区域側で受取可能な構造

関係者出入口
サブエリア専用扉に履き替え

くん蒸庫
袋入りの飼料、資材等を蒸気消毒

保管庫(倉庫)
コンクリートやアスファ
ルトで舗装し、土と隔離

車両消毒場
衛生管理区域への入場は高圧洗
浄で再消毒

車両消毒ゲート
上下、左右から徹底消毒

サブエリア

従業員駐車場

プロパンガス・燃料タンク
衛生管理区域外で交換、
供給可能な位置に設置

外柵(金属フェンス)
金属製柵の高さは2m以上確保

外柵(電気柵)

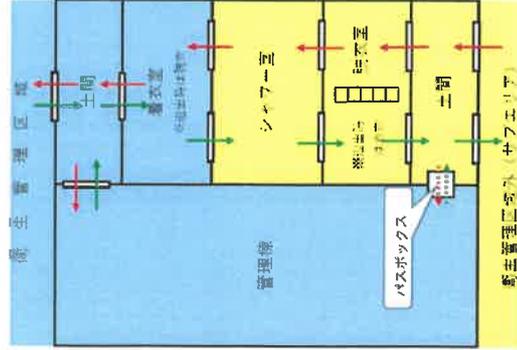
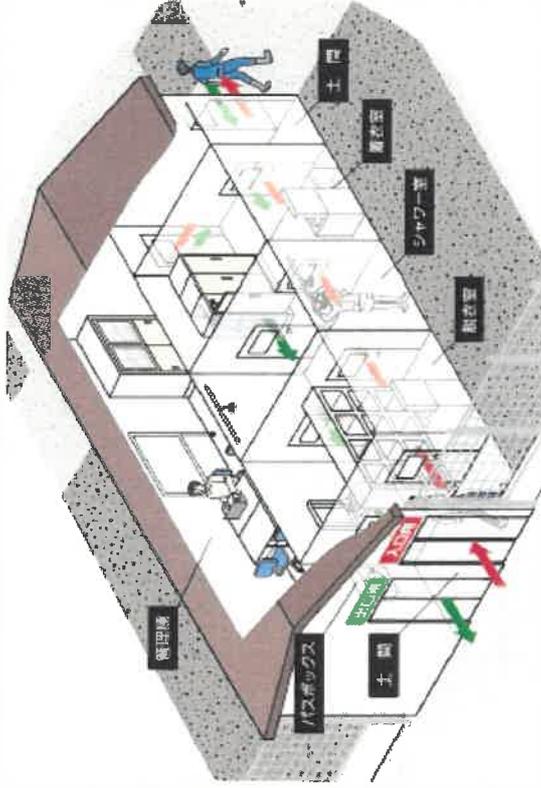
緩衝帯

側溝
農場外からの雨水の侵入を防止

岐阜県

推奨基準

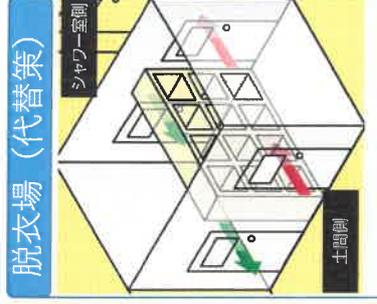
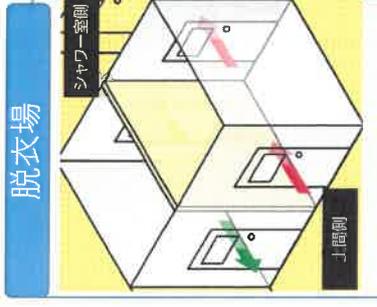
- ・農場の管理棟は、衛生管理区域に配置する
- ・衛生管理区域の入口にシャワー室及び更衣室（脱衣室及び着衣室）を設置する。
- ・なお、着衣室は、衛生管理区域として管理する。
- ・管理棟にシャワー室と更衣室を併設する場合は、衛生管理区域として扱うエリア（脱衣室及びシャワー室）を明確に区別する。



<ポイント>

- 入口と出口を分ける
- 脱衣室内で導線が交差しないよう間仕切り（棚等）やスノコで分離
- 必要な小物はバスボックスで消毒後に衛生管理区域側で取出す構造
- 衛生管理区域で使用したタオルを区域外に持ち出さないよう、着衣室に回収ボックスを設置する

<整備例>



- 入場、退場専用の脱衣室、着衣室を設置し、導線を区分

- 脱衣した衣服を置く棚で入場・退場の導線を区分
- 棚はどちらからでも取り出せるものを設置

- 目につく場所に一方通行であることを明示
- シャワー後に脱衣室に戻った場合は必ず再度シャワーを浴びることを明示

<その他付帯設備等>

バスボックス

- 衛生管理区域外から預け入れ、消毒完了後に、衛生管理区域内で取り出せるような構造



管理に係る事務スペース

- 衛生管理区域外に出る必要がないよう、必要な帳簿類を備える
- 応接や宅配物の受取り等を行う事務所は農場外に設置

使用済みタオル回収ボックス

- シャワー後に使用したタオルが区域外に持ち出されないように、着衣室に回収ボックスを設置する